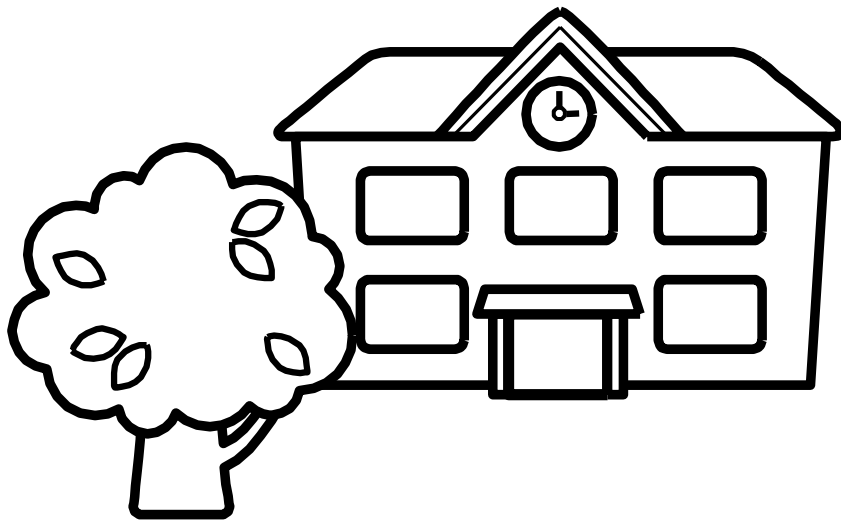


要 保 存

PTA規約及び組織

令和6年4月版



横浜市立本郷特別支援学校PTA

横浜市立本郷特別支援学校PTA規約

第 1 章 名 称

- 第 1 条 本会は、横浜市立本郷特別支援学校PTAと称し（以下本会と称する）、事務局を横浜市栄区小菅ヶ谷三丁目37番12号 横浜市立本郷特別支援学校内に置く。

第 2 章 目 的

- 第 2 条 本会は、次の諸項を目的とする。
- (1) 児童・生徒の健全な発達を図る。
 - (2) 保護者と教職員が協力し、学校環境の整備充実を図る。
 - (3) 保護者相互の理解を深め、地域における社会教育の振興を図る。

第 3 章 方 針

- 第 3 条 本会は、目的達成のため次の事業を行う。
- (1) 学校教育及び教育環境の改善に関すること。
 - (2) 各種講習会・見学等、行事の開催ならびに援助に関すること。
 - (3) 青池教育基金の管理・運用に関すること。
 - (4) その他、第2章の目的達成のための適切な事業に関すること。
 - (5) 他のいかなる団体からも、支配・統制・干渉を受けない。

第 4 章 会 員

- 第 4 条 本会の会員は、次のとおりである。
- (1) 横浜市立本郷特別支援学校に在籍する児童・生徒の保護者またはこれに代わる者（以下Pと称する）。
 - (2) 横浜市立本郷特別支援学校に勤務する教職員（以下Tと称する）。
 - (3) 会員は、すべて平等の権利と義務を有する。

第 5 章 会 計

- 第 5 条 本会の活動に要する経費は、会費・事業収入・その他の収入をもってそれに当てる。
- 第 6 条 会費は月額200円とする。但し、会費は会員の事情により延期または減免することができる。
- 第 7 条 本会の経理は、総会において決議された予算に基づいて実施される。

第 8 条 本会の決算は、会計監査を経て総会に報告され、その総会における承認を受けなければならない。

第 9 条 本会の会計年度は、毎年4月1日から始まり、翌年3月31日に終わる。

第 6 章 総 会

第 10 条 総会は定期総会及び臨時総会とする。

(1) 定期総会は年度初めに開催する。

年度初めの定期総会は、次の事項に関し審議する。

① 本会の運営ならびに事業の遂行に必要な経費の予算及び決算。

② 事業報告及び事業計画。

③ その他、本会に関する重要事項。

(2) P T A 学校代表は必要あれば、実行委員会の決議を経て、臨時総会を開くことができる。(紙面総会を含む)

(3) 提案は総会前にその内容を会員に通知する。

第 11 条 総会の定数は会員の3分の1とし、委任状を認める。

第 12 条 総会の議決は、出席者の過半数を必要とする。

第 7 章 実行委員会

第 13 条 実行委員会は、PTA活動推進担当・各正副常任委員長によって構成される。校長の要請によって構成された委員以外も参加することができる。

第 14 条 実行委員会の任務は、各委員会によって立案された事業計画及び総会により委任された事項を処理する。

第 15 条 実行委員会は、委員の2分の1以上の出席がなければ成立しない。

第 8 章 P T A 活動推進担当

第 16 条 P T A 学校代表を校長とする。

第 17 条 P T A 活動推進担当は、P T A 学校代表(校長)の任命した教職員によって構成される。

第 18 条 P T A 活動推進担当の任務は、P T A 活動推進担当者会議を開催し、P T A 活動全般の推進を行う。

第 9 章 常任委員会

第 19 条 (1) 本会の目的を達成するために、次の常任委員会を置く。
広報・成人教育・保健委員会
学年学級・進路委員会
運営サポート委員会

(2) 必要により特別委員会を設置することができる。

第 20 条 常任委員会の委員は、各学年より各 1 名または 2 名と、教職員より選出する。

第 21 条 常任委員会の委員長・副委員長の選出は各委員の互選とし、PTA 学校代表がこれを委嘱する。

第 10 章 会計監査

第 22 条 本会に 2 名の会計監査を置く。

第 23 条 会計監査の任務は次のとおりとする。

(1) 会計監査は、本会の会計を監査し、年度初めの総会において報告する。

第 11 章 慶弔規定

第 24 条 慶弔規定については別に規定を定める。

第 12 章 青池教育基金

第 25 条 青池教育基金の管理・運営については別に規定を定める。

第 13 章 改正

第 26 条 この規約は、総会において、出席者の 3 分の 2 以上の賛成者により改正する。

附 則

この規約は	昭和	54	年	4	月	26	日	制定
	昭和	58	年	5	月	7	日	改正
	昭和	62	年	4	月	30	日	改正
	平成	7	年	4	月	25	日	改正
	平成	10	年	4	月	30	日	改正
	平成	11	年	4	月	30	日	改正
	平成	15	年	4	月	28	日	改正
	平成	16	年	4	月	28	日	改正
	平成	19	年	4	月	27	日	改正
	平成	22	年	4	月	28	日	改正
	平成	24	年	4	月	26	日	改正
	平成	26	年	7	月	14	日	改正
	平成	26	年	11	月	20	日	改正
	令和	4	年	5	月	26	日	改正
	令和	6	年	3	月	26	日	改正

慶 弔 規 定

- 第 1 条 会員の死亡の場合 香典 10,000 円または香典相当の生花
- 第 2 条 在籍児童生徒の死亡の場合 香典 10,000 円または香典相当の生花
- 第 3 条 その他、必要が生じた場合は、その都度、PTA 実行委員会の了解を得て執行することができる。

附 則

昭和	54 年	5 月	26 日	(内規) 施行
昭和	58 年	5 月	7 日	(内規) 改正
平成	3 年	4 月	26 日	(内規) 改正
平成	7 年	4 月	25 日	改正
平成	16 年	4 月	28 日	改正
平成	19 年	4 月	27 日	改正

青池教育基金規定

第 1 章 総 則

- 第 1 条 この規定は、横浜市立本郷特別支援学校初代校長 故 青池 尚 先生の遺志によって、本校 P T A に寄付された教育基金に関する規定である。
- 第 2 条 この規定の基金は、故 青池 尚 先生の意思を尊重し、本校児童・生徒の成長を励ますもの、或いはその教育・福祉に寄与するものに運用する。
- 第 3 条 この規定の基金は、P T A 学校代表がこれを保管し、管理委員会が管理する。

第 2 章 管理委員会

- 第 4 条 管理委員会は P T A 規約第 1 3 条により構成する。

第 3 章 会 計

- 第 5 条 この規定の基金の収支は特別会計とする。
- 第 6 条 この規定の基金に関する会計監査は、毎年 P T A 一般会計監査と同時に、行い P T A 総会にその結果を報告する。
- 第 7 条 この規定の会計年度は、毎年 4 月 1 日から始まり、翌年 3 月 3 1 日に終わる。

第 4 章 運 用

- 第 8 条 この規定の基金の運用は管理委員会の承認を得なければならない。

第 5 章 規 定 の 改 廃

- 第 9 条 この規定の改廃は P T A 総会の承認を必要とする。

附 則

この規定は	昭和 58 年 4 月 1 日	制定
	平成 7 年 4 月 25 日	改正
	平成 18 年 4 月 28 日	改正
	平成 20 年 4 月 25 日	改正
	平成 26 年 11 月 20 日	改正
	平成 27 年 4 月 1 日	から施行する
		以 上

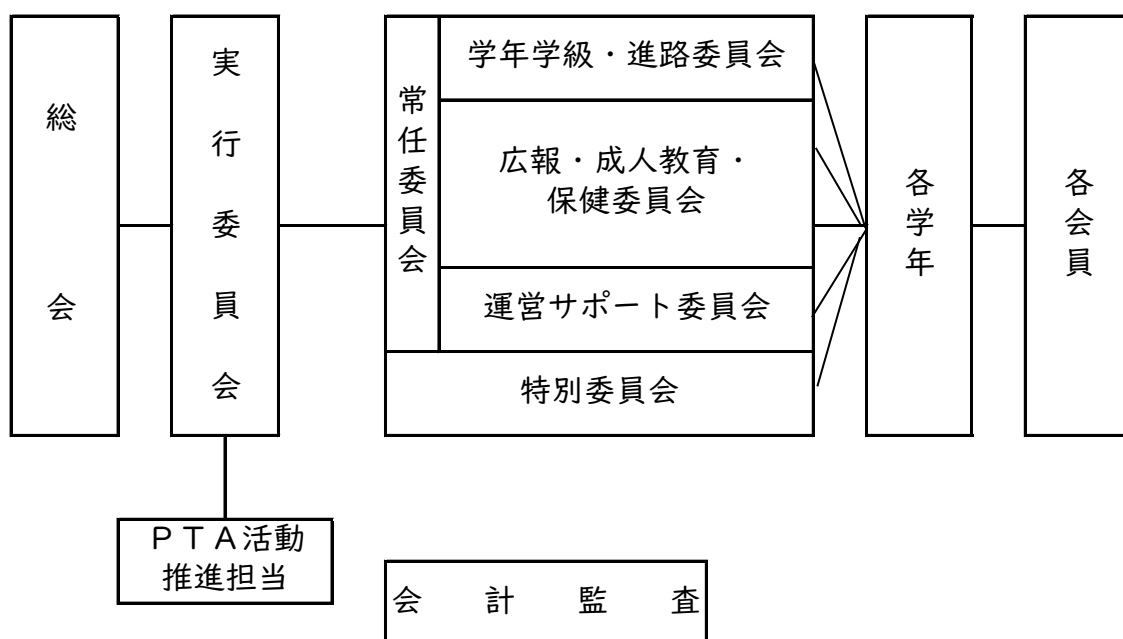
P T A 構 成 お よ び 組 織

横浜市立本郷養護学校は、昭和54年4月1日に開校しました。（平成19年4月1日に横浜市立本郷特別支援学校に名称変更）

P T A規約が施行され、正式にP T Aが発足したのは、昭和54年5月26日です。当時委員会活動は成人教育委員会、広報委員会、進路対策委員会、厚生委員会の四つでしたが、昭和57年5月より学年学級委員会が新設されました。平成7年5月より成人教育委員会と厚生委員会を統合し成人教育・保健委員会となりました。平成10年5月より進路対策委員会を統合して、学年学級委員会とし三つの委員会での活動となりました。（平成11年5月学年学級・進路委員会と名称変更）。平成27年3月に選考委員会を廃止し、そして平成27年4月より、運営サポート委員会を新設し、四つの委員会で活動を開始するとともにP T A活動全体の推進を行うP T A活動推進担当も新設しました。令和6年4月より、広報委員会と成人教育・保健委員会を統合し、広報・成人教育・保健委員会となりました。

会員は保護者と教職員ですが、P T Aの目的と方針（規約参照）を実現するために組織が作られ、その組織を通して活動がなされております。

1 本校P T A組織図



2 総 会

会員全員が集まる最高の決議機関として開催され、事業計画、予算決議の承認、規約の改正など、重要事項を審議決定します。

3 実行委員会

実行委員会は、PTA活動推進担当、各常任委員会の委員長・副委員長で構成されます。校長の要請があれば、構成された委員以外の会員も参加することができます。

実行委員会は総会で承認されたPTA諸活動を具体的に実施していく総会に次いで大切な機関です。

※PTA各委員の選出数について、基本定数を基に、学年の在籍児童生徒数の増減を考慮し、委員選出数を実行委員会で協議し決定していきます。

※PTA組織や運営方法について、改善の必要が生じた場合は、実行委員会で話し合っていきます。

4 PTA活動推進担当

PTA活動推進担当は、校長・副校長・教務部長・事務室代表で構成されます。

PTA活動全体の推進や実行委員会の推進を行います。また、書記や会計の仕事を運営サポート委員会の担当委員と共に行います。

5 常任委員会

学年学級・進路、広報・成人教育・保健、運営サポートの3つの委員会を常任委員会と言います。委員会は、各委員会毎に正・副委員長を互選し、その年度の事業計画等を立て実行します。会議の様子や活動は、常にノートに記録し、次年度に引き継がれます。

また、委員会には教職員1名の顧問が決められており、活動の援助やアドバイスが受けられます。常に連絡を密にすることが望まれます。

(1) 学年学級・進路委員会 小学部2年から高等部3年までの各学年より1名選出

担任教員を中心に学年学級間の連絡調整をはかり、より教育環境の整備に努めます。学年学級・進路委員は学年の取りまとめ役ですが、各学年や各委員会とのパイプ役としての役割が果たせるよう心掛けます。また、進路専任と協力し、事業所見学会を実施します。

(2) 広報・成人教育・保健委員会

小学部2年から高等部3年までの各学年より1名、3クラスの学年は2名選出

子どもたちの学校生活の様子を会員や関係機関に広報するために、広報誌「あしたば」の企画・取材・編集を行います。会員のための講演会やPTA図書コーナーの管理、子どもたちのためのベルマーク等の収集・整理・発送の仕事をします。

(3) 運営サポート委員会 小学部2年から高等部3年までの各学年より1名選出

PTAだより等の会員全体へのお知らせの作成、横浜市PTA連絡協議会(市P連)等の対外的な対応に関すること、次年度の委員選出のサポート、議事録等の管理を行います。

(4) 特別委員会

必要に応じて、ほんごう祭委員会を設置します。

会計監査委員（2名）は、その年度の会計を監査し、その結果を総会に報告します。
PTA会計が適正に運営されているかどうか監査するためにPTA活動全体を把握することが必要です。

委員会の事業計画

以上、各委員会の活動について述べて来ましたが、共通して大切なことは、以下のような事柄です。

- ① PTAの目的に沿った活動計画をたてること。
- ② 会員が考えていること、関心をもっていることは何かを知るように努力し会員の願いや意見を反映した活動を計画する。
- ③ 委員会の過去の資料をもとに反省点、希望点を参考にしてより良い計画をたてること。
- ④ 年間の活動計画に一貫性をもたせ、責任のある計画を立てるように努めること。
- ⑤ 多くの会員が参加できる内容豊かで新鮮味のある活動を目指すこと。

委員会活動の心得

- ① 早めに計画をたて会員に知らせること。
- ② 委員が各々役割を分担し、一部の委員だけで物事を決めたり、運営したりしないよう努める。
- ③ 委員会の年度予算を把握し、バランスのとれた使い方を心掛けること。
- ④ 活動の内容は記録し、次年度に引き継ぐこと。

P T A 各委員・系の選出について

各委員会の仕事と選出方法

委員会名	活動の内容(案)	選出方法
学年学級・ 進路委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・進路の先生方と協力し施設見学会及び進路講演会を企画、運営 ・学年の先生方と協力し、親子提携行事を企画、実施(希望学年のみ) 	小2～高3より各1名
広報・ 成人教育保健委 員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ベルマークとテトラパックの収集活動及び発送までの作業 ・P T A 図書とDVDの管理及び貸し出し ・講演会の企画、開催(年度による) ・「あしたば特集号」発行 ・広報誌「あしたば」発行 	小2～高3より各1名 ※高3を除く3クラスの 学年は2名
運営サポート 委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・市P連等への対外的な対応 ・P T A だより、P T A 関連の書類作成、管理 ・P T A 室の備品等の管理及び清掃 	小2～高3より各1名
ほんごう祭 委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ほんごう祭P T A コーナー(ゲームコーナー等)の企画運営 	小2～高3より各1名
会計監査	<ul style="list-style-type: none"> ・P T A 会計の監査、次年度の総会での報告 ・ほんごう祭「P T A コーナー」の会計監査 	中3・高1より各1名

※P T A 各委員の選出方法については、上記の表を基本とします。学年の在籍児童生徒数の増減を考慮し、次年度の委員選出方法を実行委員会で協議し決定していきます。

※P T A 委員にならない方は、ボランティア登録をお願いいたします。

※P T A 組織や運営方法について、改善の必要が生じた場合は、実行委員会で話し合っていきます。